

営業戦略部

No. 2

制度名	市町村支援事業	主管課名	国際観光課 国際企画G							
		問合せ先	029-301-3632							
目的・趣旨	茨城県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）が、市町村等の行う外国人旅行者に対する接遇向上、外国人観光客に対応した魅力ある観光地づくりの研修会、多言語表記の観光案内板の作成等を支援することにより、外国人観光客の誘客促進及び受入体制整備促進を図る。									
[対象団体]										
次の各号の何れかに該当する団体										
(1) 協議会の構成員である市町村、若しくは、当該市町村内に存する観光協会 (2) 市町村等及び当該市町村域内の観光事業者等が構成する団体 (3) 複数の市町村等から構成される団体、若しくは複数の市町村等及び当該市町村域内の観光事業者等が構成する団体。 (4) 協議会の構成員である市町村が、当協議会構成員以外の市町村と構成する団体										
[対象事業]										
(1) 接遇研修 (2) ボランティアガイド養成講座 (3) 外国人観光客の誘客促進や観光地の魅力向上のための検討会 (4) 多言語表記の観光地案内看板の作成 (5) Wi-Fi 環境の整備 (6) その他、外国人観光客の誘客促進及び外国人旅行者の受入整備促進事業										
[補助要件等]										
対象団体が行う対象事業であること 応募多数の場合は協議会の予算の範囲内で対応する。										
[対象経費]										
対象事業 (1) (2) (3)		講師派遣料 飲食等の経費を除くその他経費								
対象事業 (4)		作成経費								
対象事業 (5)		飲食等の経費を除くその他経費								
[補助限度額等]										
15万円										
[経費負担割合]										
区分		国	県	市町村						
①対象事業 (1) (2) (3) 講師派遣料		—	—	—						
②対象事業 (1) (2) (3) 飲食等以外経費		—	—	1/3						
③対象事業 (4)		—	—	1/3						
④対象事業 (5) 飲食等以外経費		—	—	1/3						
⑤2年度当初予算額		⑥2年度補助対象団体								
令和2年5月決定予定		令和2年8月以降決定								
[備考]										
補助団体：茨城県国際観光テーマ地区推進協議会 ※上記負担額・限度額は令和元年度のものであり、令和2年5月頃開催の茨城県国際観光テーマ地区推進協議会総会において正式決定するため変更の可能性有り										